

(証券コード 9885)

平成29年6月8日

株 主 各 位

神戸市中央区港島中町七丁目7番1号
(本社事務所)

神戸市須磨区弥栄台三丁目1番2号

株式会社 シャルレ

代表取締役社長 奥 平 和 良

第42回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第42回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討くださいますして同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、株主総会の会日の前日（平成29年6月28日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 神戸市中央区港島中町七丁目7番1号
当 社 ポートアイランドビル 大ホール
〔末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照ください。〕
3. 株主総会の目的事項
報 告 事 項 第42期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）
事業報告および計算書類報告の件
決 議 事 項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役4名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件

以 上

お願い

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人としてご出席いただけます方は議決権を有する他の株主様1名のみとし、会場受付にて代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- ◎事業報告、計算書類および株主総会参考書類等に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.charle.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

事業報告

(自 平成28年4月1日)
(至 平成29年3月31日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀の金融政策を背景に、企業収益や雇用環境の改善が続き、緩やかな回復基調にあるものの、中国をはじめとした新興国の景気減速や不安定な欧州情勢に加え、米国金融市場の不確実性に対する懸念の高まりなど、先行き不透明な状況で推移しました。

国内レディースインナーウェア市場におきましては、アジア圏における人件費の上昇や原材料価格の高騰など、依然として厳しい環境が続きました。

このような環境のもと、当社は、中期経営計画に基づき、「販売組織の活性化」、「ビジネスメンバーと顧客との接点強化」、「商品開発の強化」、「収益性の改善」、「新規事業の開拓・展開」に積極的に取り組んでまいりました。

商品面におきましては、衣料品類では、定番商品として、前年度より本格展開した30代から40代層をターゲットにしたブランド「シャルレセルフピア」より、主力商品である「美意識ブラジャー」に新色を追加発売し、加えてコーディネートができるショーツを発売しました。しかしながら、同ブランドは発売2年目となり、売上高は前年を大きく下回る結果となりました。数量限定商品として、アウターブランドである「シャルレ ドレッセ」より、シーズンに合わせたカットソーやパンツ等を発売しましたが、売上が低調に推移したため、当該ブランドの売上高は前年を下回りました。また、生活支援に関連した商材として、夏には接触冷感素材を使用した「冷感敷きパッド」や「冷感ピローパッド」を、冬には遠赤外線を身体に輻射する素材を使用した「あったか敷きパッド」を、さらには、歩行理論に基づき設計された「シャルレウエルネスタウンシューズ」等を発売し、順調な販売推移となりましたが、衣料品類全体の売上高は140億2百万円（前事業年度比4.2%減）と前年を下回りました。

化粧品類では、高機能エイジングケアラインである「エタリテ オーラマージュ」シリーズより、オリジナル成分を配合した「ホワイト エッセンス（美容液）」を新たに発売するとともに、同シリーズ発売5周年記念のプレミアム限定セットを発売しました。また、スキンケアラインの「エタリテ」基礎シリーズからは、愛用者拡大を目的とした特別限定セットを発売しました。しかしながら、既存定番商品の売上高が減少したため、化粧品類全体の売上高は27億17百万円（前事業年度比8.0%減）と前年を下回りました。

健康食品類では、生の茶葉と生のびわの葉を混合発酵させた発酵茶「びわの葉入り まるごと発酵茶」、ならびに卵黄由来の新規育毛活性成分を配合した女性向けサプリメント「ビハ

ツネス」を新たに発売しました。「びわの葉入り まるごと発酵茶」は、生の茶葉と生のびわの葉を混合発酵させる製茶法を開発した長崎県の研究機関、長崎県立大学、長崎大学および九州大学の研究プロジェクトとお茶の持つ健康成分に着目した当社との産官学の共同開発商品であり、高い商品評価を得て、売上が好調に推移しました。また、メイト会員向け「定期お届け便」の利用者人数が増加し、既存定番商品の売上高も好調に推移しました。さらに、2月より、特約店の利用者人数の拡大を目的に、特約店向け「定期お届け便」制度を導入しました。これらの結果、健康食品全体の売上高は8億80百万円（前事業年度比12.5%増）と前年を大きく上回りました。

営業施策面におきましては、5月に全代理店を対象とした「第33回シャルレ代理店セミナー」を開催し、中期経営方針や各種施策等の共有を図りました。また、ビジネスメンバーを対象としたインセンティブ施策を4月より実施するとともに、「チャレンジコンテスト2016」を9月から11月に実施し、販売活動の意欲向上に繋げてまいりました。さらに、10月よりビジネスメンバーを対象に、生活やビジネスシーンに役立つ様々なサービスを提供する「シャルレのクオリティオブライフ」を導入しました。そして、メイト会員にも提携施設等を優待価格で利用できるサービス「シャルレえらべる倶楽部」の運用を開始するとともに、2月から3月にはメイト会員を対象とした特別講演会「シャルレ スマイルフェス 2017」を全国8会場にて開催し、メイト会員のメリット向上に努めてまいりました。

通信販売サービスである「シャルレダイレクトサービス」におきましては、訪問販売と融合したビジネス活動を推進するために、新規会員の獲得・既存会員のリピート率の向上を目的としたビジネスメンバーへの教育活動や会員を対象とした販促キャンペーン等を実施し、会員人数や受注件数は順調に増加し、通信販売サービスの利用者数の拡大に繋げてまいりました。

新規事業におきましては、当事業年度に2つの事業をテスト的に展開してまいりました。6月には、痩身エステとトレーニングを組み合わせた女性専用サロン事業である「モアレジーム」を東京都港区赤坂に出店し、また3月には、高齢者向け住宅の紹介事業である「カーネーション」の営業を開始しました。しかしながら、「モアレジーム」においては、集客数や契約率等が初年度の計画値を大幅に下回ったことによる収益性の低下を考慮し、保守的に減損損失を41百万円計上しました。

これらの結果、当事業年度における当社の売上高は、衣料品類および化粧品類が前年を下回ったこと等により180億68百万円（前事業年度比4.1%減）となりました。利益面につきましても、数量限定商品の販売不振により在庫ロスが増加したことおよび化粧品類の売上減少により粗利率が低下したこと等により、営業利益は6億54百万円（前事業年度比45.8%減）、経常利益は6億80百万円（前事業年度比45.9%減）、当期純利益は2億76百万円（前事業年度比72.5%減）となりました。

【商材別売上高】

商 材 別 品 目	第 41 期 平成28年 3 月期		第 42 期 平成29年 3 月期	
	売 上 高	構 成 比	売 上 高	構 成 比
	百万円	%	百万円	%
衣 料 品 類	14,618	77.6	14,002	77.5
化 粧 品 類	2,953	15.7	2,717	15.0
健 康 食 品 類	782	4.2	880	4.9
そ の 他	481	2.6	468	2.6
合 計	18,836	100.0	18,068	100.0

(2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の主な内容は、次期情報ネットワーク入替設備投資 2 億 9 百万円（建設仮勘定）、特約店定期お届け便の開発費用 1 億 5 百万円（ソフトウェア）、仕入管理システムの機器入替費用 54 百万円（器具備品）等であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

(5) 財産および損益の状況

区 分	第 39 期 平成26年 3 月期	第 40 期 平成27年 3 月期	第 41 期 平成28年 3 月期	第 42 期 平成29年 3 月期
売 上 高 (百万円)	20,838	18,613	18,836	18,068
経 常 利 益 (百万円)	1,046	1,070	1,259	680
当 期 純 利 益 (百万円)	540	1,005	1,004	276
1 株当たり当期純利益 (円)	28.19	52.47	52.41	15.31
純 資 産 (百万円)	20,102	20,514	21,173	19,540
総 資 産 (百万円)	24,228	23,772	24,222	22,509

- (注) 1. 第40期の売上高の減少は、平成26年4月1日より消費税率が5%から8%に増税となったことにより、第39期に駆け込み需要があった反動によるものであります。また、第39期末に中国における連結子会社の営業を終了したため、第40期以降の経営指標等は当社個別の数値を記載しておりますが、その影響額は軽微であります。
2. 第42期の当期純利益の減少は、売上高の減少および在庫ロスの増加等により経常利益が減少したことならびに第41期において特別利益（受取損害賠償金）が発生したこと等によるものであります。また、純資産の減少は、自己株式の取得によるものであります。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

平成25年10月30日の当社取締役会において当社子会社である香羅奈（上海）国際貿易有限公司の解散および清算を決議し、清算手続を進めておりましたが、平成28年7月7日に当該子会社の清算手続が終了いたしました。

(7) 対処すべき課題

《会社の経営の基本方針》

「基本理念」

人はみな豊かでなければならない
我々に関係ある人はみな
どうしても豊かでなければならない

当社は「豊かさの追求」を基本理念とし、「女性を元気にする日本一のグループ」に向けて、美と健康の事業領域を中心に、シャルレらしい「もの」や、喜びや感動を与える「こと」の提供を追求してまいります。また、生涯を通じていきいきと輝いている「ひと」をサポートするため、女性たちに活躍の機会を提供し、地域を活性化することによって、豊かな社会の実現に貢献してまいります。

《中期経営方針》

当社は、平成32年3月期に売上高を194億円、売上高営業利益率を5%以上とすることを経営目標として、その達成に向けて中期経営計画（平成28年4月から平成32年3月）を策定しました。また、中期経営計画を達成するために、以下の中期経営方針を掲げています。

①販売組織の活性化

ビジネスメンバーの活動意欲の向上・活動の継続性を高めるための営業施策や支援体制の強化を図り、ビジネスメンバーの収益の向上や新たなビジネスメンバーの育成を図ってまいります。

②ビジネスメンバーと顧客との接点強化

インターネット等で通信販売を行っている「シャルレダイレクトサービス」および当社の直営店である「シャルレ・ザ・ストア」のインフラを効果的に活用し、訪問販売と連携することで、メイト（消費者会員）との関係を深め、強固なものとして、既存顧客の定着化を図るとともに、新規顧客の獲得・拡大を行ってまいります。

③商品開発の強化

高機能・高付加価値商品を開発することにより、女性の美と健康をサポートするものづくりを推進してまいります。特に、化粧品や健康食品など、リピート性の高い商材を拡充することによって、定期的な購入に繋げ、売上と利益の拡大を図ってまいります。

④収益性の改善

中長期的に増加が見込まれるコストを構造的に抑制し、収益性の改善を図ってまいります。

⑤新規事業の開拓・展開

新規事業の開拓・展開等により、業績の向上を図ってまいります。

《中期経営計画の進捗状況》

当社は、平成28年4月より4カ年の中期経営計画を展開してまいりました。その初年度である平成29年3月期は、中期経営方針に基づき、以下のとおり戦略の基盤を固めてまいりました。しかしながら、衣料品類や化粧品類等の売上高の減少に歯止めがかけられず、中期経営計画初年度の売上高は、計画値を下回る結果となりました。次年度以降においては、中期経営方針を踏襲しつつ、当事業年度において固めた戦略を基盤として、中期経営計画の実行フェーズに移行し、平成32年3月期の経営目標数値の達成を目指してまいります。

- ①「販売組織の活性化」におきましては、新たな営業施策やインセンティブ制度等の見直しを図ってまいりました。次年度より本格的な運用および積極的な推進を図り、ビジネスメンバーの収益向上や育成促進に繋げてまいります。
- ②「ビジネスメンバーと顧客との接点強化」におきましては、通信販売の会員の維持・拡大を目的としたビジネスメンバーの教育等を実施するとともに、直営店では、訪問販売におけるビジネスメンバーの活動を支援する取り組みに注力してまいりました。今後も、訪問販売によるビジネスメンバーの活動をサポートする仕組みとして、通信販売および直営店を運営してまいります。
- ③「商品開発の強化」におきましては、高機能・高付加価値商品の開発および投入をしてまいりました。今後も、高機能・高付加価値商品の開発および投入を中期的に継続しつつ、化粧品類や健康食品類の売上拡大策を検討・推進してまいります。
- ④「収益性の改善」におきましては、経費の見直しを徹底し、コスト削減を実行してまいりました。中長期的には、さらに販管費等の増加が見込まれるため、コスト構造の改善に取り組んでまいります。
- ⑤「新規事業の開拓・展開」におきましては、痩身エステとトレーニングを組み合わせた女性専用サロン事業および高齢者向け住宅紹介事業をテスト的に展開してまいりました。今後も、女性専用サロン事業においては、ウェブプロモーションを中心とした集客強化を図り、売上拡大に繋げてまいります。また、高齢者向け住宅紹介事業においては、効果的な営業手法の確立を図り、入居相談受付数および契約数の拡大に繋げてまいります。

(8) 主要な事業内容および主要拠点等の状況（平成29年3月31日現在）

①主要な事業内容

レディースインナーを主体とする衣料品、化粧品、健康食品等の販売

②主要拠点等の状況

区 分	名 称	所 在 地
本 店	本 店	神 戸 市 中 央 区
本 社	本 社	神 戸 市 須 磨 区
支 店	札 幌 支 店	札 幌 市
	仙 台 支 店	仙 台 市
	さ い た ま 支 店	さ い た ま 市
	東 京 支 店	東 京 都 中 央 区
	名 古 屋 支 店	名 古 屋 市
	神 戸 第 一 支 店	神 戸 市
	神 戸 第 二 支 店	神 戸 市
福 岡 支 店	福 岡 市	
配 送 セ ン タ ー	札 幌 配 送 セ ン タ ー	北 海 道 北 広 島 市
	埼 玉 配 送 セ ン タ ー	埼 玉 県 行 田 市
	福 岡 配 送 セ ン タ ー	福 岡 県 糟 屋 郡

(9) 使用人の状況（平成29年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
304名	(減) 2名	44.5歳	18.6年

- (注) 1. 上記従業員数には、社外から当社への出向者を含めており、嘱託社員・契約社員・パートタイマー等（期中平均110名）を含めておりません。
2. 社外から当社への出向者については、平均年齢および平均勤続年数の計算に含めておりません。

(10) 主要な借入先の状況（平成29年3月31日現在）

該当事項はありません。

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

① 株主代表訴訟（当社普通株式への公開買付け）

当社株主1名から、当社元取締役5名に対して、平成20年9月22日に開始された当社普通株式への公開買付けが不成立になったことにつき、当社元取締役による利益相反行為や善管注意義務違反等があったとして、損害賠償を請求する株主代表訴訟が神戸地方裁判所において提起されておりましたが、平成26年10月16日付にて神戸地方裁判所より、原告の請求を一部認容する旨の判決が言い渡されました。

原告および当社元取締役2名は、当該判決を不服として、それぞれ大阪高等裁判所に控訴しておりましたが、平成27年10月29日付にて同裁判所より、原告の請求を一部認容する旨の判決が言い渡されました。

原告は、当該判決の一部を不服として、最高裁判所に上告および上告受理申立てを行っておりましたが、平成28年11月9日付にて同裁判所より、上告を棄却する旨および上告審として受理しない旨の決定が言い渡されました。

② 株主代表訴訟（子会社に対する貸付け等）

当社株主1名から、当社元取締役ら5名に対して、平成19年9月から平成24年1月までの間に当時の当社子会社であった2社（株式会社エヌ・エル・シー コーポレーションおよび株式会社シャルレライテック）に対して不合理な貸付けや増資を繰り返し実施したとして、回収不能となった額について損害賠償を請求する株主代表訴訟が神戸地方裁判所に提起され係属しております。

2. 会社の株式に関する事項（平成29年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 84,000,000 株
 (2) 発行済株式の総数 16,086,250 株（うち自己株式数 12株）
 (3) 株主数 6,273 名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
林 雅 晴	1,508	9.38
有 限 会 社 G & L	1,272	7.91
瀬 崎 五 葉	994	6.18
林 宏 子	877	5.46
林 勝 哉	823	5.12
林 達 哉	651	4.05
有 限 会 社 L a m ' s	556	3.46
林 達 三	476	2.96
林 直 樹	380	2.36
林 英 明	284	1.77

(注)持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

①自己株式の取得

当社は、資本効率の向上と経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、平成28年8月31日開催の取締役会決議により、同年9月1日に以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類	普通株式
取得した株式の総数	309,100株
取得価額の総額	140,640,500円

②自己株式の取得

当社は、資本効率の向上および株主への利益還元を図るため、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、平成28年11月29日開催の取締役会決議により、同年11月30日に以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類	普通株式
取得した株式の総数	2,770,000株
取得価額の総額	1,285,280,000円

③自己株式の消却

当社は、会社法第178条の規定に基づき、平成28年11月29日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を消却いたしました。

消却した株式の種類	普通株式
消却した株式の総数	4,948,700株
消却した日	平成28年12月12日

3. 会社の新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（平成29年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	奥 平 和 良	内部監査室担当
取 締 役	平 山 修	CRM部担当、情報取扱責任者
取 締 役	脇 田 純 一	—
取 締 役	出 口 み どり	(重要な兼職の状況) フェニックス法律事務所 共同代表弁護士 大阪府南河内郡河南町 個人情報保護審査会 委員 堺市社会福祉審議会 委員 出口みどり税理士事務所 所長
監査役（常勤）	奥 田 清 三	—
監 査 役	岸 本 達 司	(重要な兼職の状況) 新世綜合法律事務所 パートナー 大阪家庭裁判所 調停委員 関西大学会計専門職大学院 非常勤講師 特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター あっせん委員
監 査 役	井 出 久 美	(重要な兼職の状況) 井出久美公認会計士事務所 所長

- (注) 1. 取締役脇田純一および出口みどりは、会社法第2条第15号の社外取締役であります。
 2. 監査役岸本達司および井出久美は、会社法第2条第16号の社外監査役であります。
 3. 監査役井出久美は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 当社は、取締役脇田純一および出口みどりならびに監査役岸本達司および井出久美を、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務付けている独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の総額
取 締 役 (うち社外取締役)	4名 (2名)	65百万円 (11百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	22百万円 (11百万円)
合 計 (うち社外役員)	7名 (4名)	88百万円 (22百万円)

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当事業年度における取締役の変動報酬の支給はありません。

(3) 取締役および監査役が受ける個人別の報酬等の内容決定に関する方針

①基本方針

当社は、「企業価値向上のために当社に適した人材の確保に必要な報酬水準」を報酬等の内容決定の基本方針としております。

②取締役の報酬等に関する方針

取締役の報酬等は、企業価値向上のために当社に適した人材の確保に必要な水準を役職・職責に応じて設定しております。また、報酬等は、総報酬の9割を固定報酬とし、1割を変動報酬として構成され、報酬規程の定める範囲内で取締役会にて決定いたします。固定報酬は、会社業績および各取締役の担当業務における実績や評価に基づき決定し、変動報酬は、当事業年度における純利益に基づき決定します。

なお、取締役の報酬額については、平成21年6月24日開催の第34回定時株主総会においてご承認いただいた年額196百万円以内（うち社外取締役27百万円以内とする。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）で支給いたします。

また、当社は平成16年3月31日付で取締役の退職慰労金制度を廃止しております。

③監査役の報酬等に関する方針

監査役の報酬等は、企業価値向上のために当社に適した人材の確保に必要な水準を職責に応じて設定しております。また、報酬等は、固定報酬によって構成され、業務の評価に基づき、報酬規程の定める範囲内で監査役の協議にて決定いたします。なお、監査役の報酬額については、平成21年6月24日開催の第34回定時株主総会においてご承認いただいた年額34百万円以内で支給いたします。

また、当社は平成16年3月31日付で監査役の退職慰労金制度を廃止しております。

(4) 責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を社外取締役および監査役との間で締結しております。

当社が社外取締役および監査役との間で締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

「社外取締役および監査役は、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない場合は、11百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度としてその責任を負う。」

(5) その他会社役員に関する重要な事項

①平成29年4月1日付にて取締役の担当に変更がありました。

氏名	異動前	異動後
平山 修	CRM部担当、情報取扱責任者	サロン事業プロジェクト担当、シニア事業プロジェクト担当、情報取扱責任者

(注)平成29年4月1日付の組織変更に伴い、「CRM部」を「営業本部」に移管いたしました。

②執行役員の状況（平成29年3月31日現在）

地位	氏名	担当
執行役員	高田 厚司	営業本部担当
執行役員	許村 幸司	マーケティング本部担当
執行役員	西島 浩	経営企画部担当、人事部担当
執行役員	高田 博祐	コーポレートサービス部担当、内部統制担当
執行役員	原 豊	法務部担当、コンプライアンス担当

(6) 社外役員に関する事項

①社外役員の重要な兼職の状況等

地位	氏名	兼職先名	兼職の内容	関係
取締役	脇田 純一	—	—	—
取締役	出口 みどり	フェニックス法律事務所 大阪府南河内郡河南町 個人情報保護審査会 堺市社会福祉審議会 出口みどり税理士事務所	共同代表弁護士 委員 委員 所長	当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
監査役	岸本 達司	新世綜合法律事務所 大阪家庭裁判所 関西大学会計専門職大学院 特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター	パートナー 調停委員 非常勤講師 あっせん委員	当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
監査役	井出 久美	井出久美公認会計士事務所	所長	当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

(注)取締役出口みどりは、平成29年4月1日付で社会福祉法人敬愛会の評議員に就任しております。なお、当社と同法人との間には特別の関係はありません。

②社外役員の主な活動状況

地 位	氏 名	主な活動状況
取締役	脇 田 純 一	当事業年度に開催された取締役会25回のうち24回に出席しております。金融・財務分野に携わった豊富な経験と高い知見から意見を述べるなど、公正・中立的な立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために必要な助言・提言を適宜行っております。
取締役	出 口 みどり	平成28年6月29日付にて取締役に就任以降、当事業年度に開催された取締役会19回すべてに出席しております。長年にわたる弁護士としての経験と知見から意見を述べるなど、公正・中立的な立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために必要な助言・提言を適宜行っております。
監査役	岸 本 達 司	当事業年度に開催された取締役会25回のうち24回に出席しております。弁護士としての専門的知見から、取締役会の意思決定の適正性を確保するために法律面を中心に有益な発言を行っております。また、監査役会23回のうち22回に出席しております。監査役会においては、弁護士としての専門的知見から、法律面を中心に適宜発言を行っております。
監査役	井 出 久 美	当事業年度に開催された取締役会25回のうち23回に出席しております。企業会計などを専門とする公認会計士としての専門的知見から、取締役会の意思決定の適正性を確保するために財務および会計面を中心に有益な発言を行っております。また、監査役会23回のうち21回に出席しております。監査役会においては、企業会計などを専門とする公認会計士としての専門的知見から、財務および会計面を中心に適宜発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

(参考) 取締役および監査役への研修等の実施

当社は、取締役および監査役に対して必要な研鑽および研修の機会を設け、それらに要する費用については当社が負担しております。

具体的には、取締役および監査役に対して、上場企業の役員としての役割・責務を果たすために必要となるコーポレート・ガバナンスを含めた知識や情報を習得する機会の一つとして、当社が費用を負担した上で社外セミナーに参加させたり、弁護士等の外部専門家による法令等の研修会を開催するなどし、研鑽および研修の機会を設けております。

また、社外役員を招聘する際には、当社の基本理念を理解いただき、事業や経営計画等について説明するとともに、当社に関する知識を深める目的で、継続的に各事業部門の責任者からの説明や現場視察等が行える機会を設け、社外役員として役割・責務が果たせるように支援しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

ひびき監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19百万円
②当社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	19百万円

(注)当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、これらの合計額を記載しております。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由

監査役会は、従前の事業年度における会計監査人の職務遂行状況、監査時間等の監査実績について分析・評価を行ったうえで、当事業年度の監査計画における監査時間および報酬額の見積りの相当性を確認し、また上場企業の監査報酬水準との比較においても乖離はなく適正な水準であると考え、当事業年度の会計監査人の報酬額については妥当であると判断し、同意しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を会計監査人との間で締結しております。

当社が会計監査人と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

「会計監査人は、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない場合は、100百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度としてその責任を負う。」

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容および運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

平成29年3月31日現在の当社の業務の適正を確保するための体制等の整備に関する取締役会決議の内容の概要は、以下のとおりです。

①当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、「コンプライアンス基本指針」を設け、コンプライアンス行動基準を認識し、コンプライアンスを徹底した企業経営を実践することにより、経営の透明性と健全性の高い企業活動を遂行し、企業ブランド価値をさらに高めることを当社の取締役および使用人に徹底しております。

また、法令、企業倫理、社会規範等を尊重するとともに、反社会的勢力との関係断絶等を遵守するための基本的事項を「コンプライアンス規程」に定めております。

社外取締役および社外監査役で組織する「コンプライアンス委員会」を設置し、さらなる客観性および透明性を高めたガバナンスの強化とコンプライアンスの意識の向上に取り組んでおります。

取締役および使用人が、法令や規程の違反、企業倫理の逸脱のおそれがある事実を発見した場合に、具体的な対応は「コンプライアンス相談・申告要領」に定めております。相談・申告窓口として、社内（法務部）および社外（法律事務所）に「コンプライアンス相談窓口」を設置しております。その相談・申告された内容は、「コンプライアンス委員会」による調査を通じて、取締役会が違法行為の停止や再発の防止等の是正措置を図る体制をとっております。

取締役および使用人の法令遵守に対する意識を啓蒙・維持させるため、外部の専門家や法務部による定期的なコンプライアンス教育を実施しております。

②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報（株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書および関連資料等）に関する文書等（電磁的記録を含む）は、社内規程（「文書管理規程」、「企業機密管理規程」、「情報処理システム管理規程」等）に従い、適切に保存および管理しております。また、閲覧・謄写の必要性がある場合は、必要な関係者が閲覧・謄写できる体制にしております。

③当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスクマネジメント規程」に基づき、主管部署が当社の予見されるリスク情報の管理を行い、リスクの未然防止に努めております。また、リスクの定義や管理体制等については、経営環境の変化に対応し、適時見直しを行っております。

経営上の重大なリスクが発生した場合は、代表取締役社長の指示のもと、対策本部を設置し、取締役および当該リスクに係る関係部署が集まり、事実の確認・把握をした上で、対応策を検討し、リスクの最小化、収束に努める体制にしております。

災害や事故等の緊急事態の発生における事業継続計画（BCP）を定め、事業活動の継続や早期の再開ができる体制の構築に取り組んでおります。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会は、常勤取締役および執行役員にて策定した当社および子会社（以下、企業グループ）の経営方針や経営計画、年度予算等を承認しております。常勤取締役は、月次の会議にて全社の業務計画や業績等の進捗を把握し、改善策を検討した上で、四半期単位にて取締役会に報告しております。

当社の執行役員制度は、取締役会の業務執行機能を執行役員に一部権限委譲し、役割・責任を明確にし、意思決定や業務執行を迅速に行うための体制として導入しております。

社内規程（「組織規程」、「稟議規程」等）において、取締役の基本職務や決裁基準等を定め、効率的に職務の執行が行える体制にしております。

⑤ 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社の統制・管理における適正化を図り、企業グループの利益を向上させるとともに、損失等のリスクを最小限に留めることを目的として、「グループ企業管理規程」を定めております。

当社は、子会社の事業計画、業績、業務の進捗およびその他の重要な情報については、月次の会議および取締役会に報告を行う体制にしております。

当社は、子会社のコンプライアンス態勢、重要情報の保存・管理体制、リスク管理体制等について、当社の社内規程に準じて子会社が規程を定め、運用することで、企業グループの統制・管理を行うことにしております。

当社の内部監査室は、子会社の定期的な監査手続を実施し、代表取締役社長が、定期的に取り締りに報告するものとしており、企業グループの内部統制の効率性と有効性を確保する体制にしております。

当社の監査役は、会計監査人や内部監査室と連携を図り、子会社に対して事業の報告を求め、業務、財産等に関する監査を行える体制にしております。

⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助する専任の組織として、監査役室を設置するほかに、監査役は、必要に応じて監査役の職務をサポートする使用人を社内の各部署の適任者から任命できる体制とし、当社企業グループ全体の情報を収集し、監査役会に報告できるようにしております。

- ⑦監査役の職務を補助すべき使用人の当社の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役室は「監査役会規則」に基づき、その独立性を確保し、監査役会から受けた指示に関して、取締役等他の機関・役員から指揮命令を受けないような体制をとっております。
- 監査役室員の人事異動については、監査役会の同意を必要としております。また、監査役室員の職務評価等は常勤監査役が行っております。
- ⑧当社およびその子会社の取締役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制
- 当社の監査役は、事業の報告等について、当社企業グループの取締役および使用人より報告を受けられる体制をとっております。また、監査役は、当社の重要な会議へ出席できるようにしております。
- 当社企業グループの取締役および使用人が、法令や規程の違反、企業倫理の逸脱のおそれがある事実を発見した場合は、監査役に対して報告を行う体制をとっております。
- ⑨当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、当社の監査役へ報告を行った当社企業グループの取締役および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを禁止することを「監査役会規則」に定め、その旨を当社企業グループの取締役および使用人に周知徹底しております。
- ⑩当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を当社が負担いたします。
- ⑪その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 当社の監査役は、監査役の監査の実効性を高めるために、定期的に会計監査人および内部監査室と意見交換を行う体制にしております。
- 監査役は、事業課題や監査体制等について、定期的に代表取締役社長と意見交換をしております。
- 当社は、監査役会が監査役室に対して監査を求めることができ、必要に応じて、外部の有識者（弁護士、公認会計士）と随時相談できる体制にしております。
- ⑫財務報告の適正性を確保するための体制
- 当社は、企業グループの財務報告に係る内部統制の適正性と信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制の評価および監査の基準に基づき、関連規程等を整備するとともに、代表取締役社長が最高責任者となり、内部統制を有効に機能させる体制ならびにその報告体制を構築し、定期的に評価し、不備があれば必要な改善措置を行っております。

(2) 業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

①コンプライアンスに関する体制

「コンプライアンス基本指針」や「コンプライアンス行動基準」、その他関係諸規程を社内イントラネットに掲載し、役員や使用人に対して周知徹底を図るとともに、社外の専門家やe-ラーニングを活用したコンプライアンス教育および啓発活動を定期的を実施し、法令遵守意識の向上および定着に努めております。

また、法令や規程違反等の早期発見および未然防止を目的に、ホットライン制度を設け、法務部（社内）と独立性の高い法律事務所（社外）にコンプライアンス相談窓口を設置し、役員や使用人に対して申告・相談しやすい体制を整備・運用をしております。申告・相談があった場合は、社外取締役および社外監査役を構成員としたコンプライアンス委員会にて調査を行い、当該調査結果を取締役に具申する運用をしております。

②リスク管理に関する体制

「リスクマネジメント規程」に基づき、統括部署であるコーポレートサービス部総務課が経営上のリスクおよび危機に関する状況を集約して把握・評価し、リスク回避や低減等の対応策を策定した上で、定期的にコーポレートサービス部長および役員等に報告し、適切かつ迅速に対応しております。また、経営上の重大なリスクが発生した場合は、対策本部を設置し、関係部署による対応策の検討を行い、リスクの最小化・収束に努める体制を整えております。なお、当事業年度においては、重大なリスク事項は発生しておりません。

災害や事故等の緊急事態の発生における事業継続計画（BCP）については、事業活動の継続や早期の再開ができるように、緊急事態における社内体制のルールやインフラ整備等の構築に継続的に取り組んでおります。

③取締役の職務執行の効率性に関する体制

取締役の職務執行の効率性を高めるために執行役員制度を導入し、執行役員の基本職務や決裁基準等を社内規程に定め、取締役会の業務執行機能・権限を執行役員に一部委譲しております。また、経営会議および執行役員会議を設置し、経営に関する意思決定や業務執行の迅速化を図っております。

さらに、常勤取締役および執行役員は、中期経営計画や年度予算を検討・立案するとともに、月次の業績検討会にて執行業務や業績等の進捗確認や対応策の検討を行い、四半期単位で取締役会へ職務執行状況を報告しております。

④業務の適正性に関する体制

当社においては、常勤取締役、常勤監査役および執行役員を構成員とする月次の業績検討会にて、執行業務や業績等の進捗確認・対応策等の検討、その他の重要情報の共有を行っております。

また、内部監査室は、当社における事業活動や内部統制システムに関する監査を実施しております。監査役は、会計監査人や内部監査室と連携を図りながら、当社の執行業務や財産等に関する監査を実施し、業務の適正性を確保しております。なお、当社は、グループ企業としての関係子会社を現在有していないため、グループ企業管理は行っておりません。

⑤監査役監査の実効性に関する体制

監査役の職務を補助する組織として監査役室を設置し、「監査役会規則」に基づき、取締役や他の機関等より干渉を受けることのない体制を整備・運用しております。常勤監査役および監査役室は、社内の情報を収集するために社内の主要会議に出席することができ、監査役会に適時報告をしております。必要に応じて、外部機関（弁護士や公認会計士等）に随時相談できる体制も整えております。

また、常勤監査役は、内部監査室と月次の定例ミーティングを行うとともに、監査役は、会計監査人および内部監査室間で定期的に意見交換を行っております。さらに、監査役は、代表取締役社長と月次単位で意見交換を行っており、監査役による監査の実効性を高めております。

⑥財務報告の適正性に関する体制

財務報告に係る内部統制の整備、運用および評価の基本計画において、内部統制評価の実施方針、評価の範囲および代表取締役社長を最高責任者とした推進体制を定めております。当該基本計画に基づき、財務報告に係るプロセスにおける内部統制の有効性を評価しております。

(参考) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、企業価値の向上を目指すうえでコーポレート・ガバナンスの強化を経営の重要課題と位置付けております。コーポレート・ガバナンス体制が有効に機能するように、当社で定めたコーポレートガバナンス基本方針に基づく企業経営を実践し、経営の透明性と健全性の高い企業経営を追求してまいります。そして、当社の「基本理念」および「わたしたちの誓い」に基づき、お客様、従業員、株主等のステークホルダーの立場を踏まえて、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、コーポレート・ガバナンスの充実に継続的に取り組んでまいります。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	16,803	流 動 負 債	2,354
現金及び預金	12,408	買掛金	638
売掛金	78	未払金	836
商品	3,670	未払法人税等	326
繰延税金資産	350	賞与引当金	223
その他	308	その他	330
貸倒引当金	△13	固 定 負 債	615
固 定 資 産	5,705	売上割戻引当金	198
有形固定資産	2,550	退職給付引当金	312
建物及び構築物	1,191	長期未払金	104
土地	907	負 債 合 計	2,969
その他	451	(純 資 産 の 部)	
無形固定資産	858	株 主 資 本	19,559
投資その他の資産	2,296	資 本 金	3,600
投資有価証券	1,034	資 本 剰 余 金	4,897
長期貸付金	5	資本準備金	4,897
前払年金費用	803	利 益 剰 余 金	11,061
繰延税金資産	89	利益準備金	650
その他	368	その他利益剰余金	10,411
貸倒引当金	△5	別途積立金	8,900
資 産 合 計	22,509	繰越利益剰余金	1,511
		自 己 株 式	△0
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△19
		その他有価証券評価差額金	△19
		純 資 産 合 計	19,540
		負 債 純 資 産 合 計	22,509

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自平成28年4月1日
至平成29年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		18,068
売 上 原 価		9,406
売 上 総 利 益		8,661
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,006
営 業 利 益		654
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	15	
雑 収 入	12	28
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	0	
雑 損 失	1	2
経 常 利 益		680
特 別 利 益		
関 係 会 社 清 算 益	27	27
特 別 損 失		
減 損 損 失	41	
固 定 資 産 除 却 損	0	41
税 引 前 当 期 純 利 益		666
法人税、住民税及び事業税	303	
法人税等調整額	87	390
当 期 純 利 益		276

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自平成28年4月1日
至平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本 合計	
		資 準 備 金	本 金 剰 余 金 計	資 本 剰 余 金 計	利 準 備 金	益 金	その他利益剰余金				利 剰 余 金 計
							別 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
平成28年4月1日残高	3,600	4,897	4,897	650		8,900	4,435	13,985	△1,295	21,188	
当事業年度中の変動額											
剰余金の配当							△479	△479		△479	
当期純利益							276	276		276	
自己株式の取得									△1,425	△1,425	
自己株式の消却							△2,721	△2,721	2,721	—	
株主資本以外の項目の当事業 年度中の変動額(純額)											
当事業年度中の変動額合計							△2,923	△2,923	1,295	△1,628	
平成29年3月31日残高	3,600	4,897	4,897	650		8,900	1,511	11,061	△0	19,559	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成28年4月1日残高	△14	△14	21,173
当事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△479
当期純利益			276
自己株式の取得			△1,425
自己株式の消却			—
株主資本以外の項目の当事業 年度中の変動額(純額)	△5	△5	△5
当事業年度中の変動額合計	△5	△5	△1,633
平成29年3月31日残高	△19	△19	19,540

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(計算書類作成のための基本となる重要な事項)

重要な会計方針

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ①商 品 総平均法による原価法
(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
- ②投資有価証券
 其他有価証券
 時価のあるもの 事業年度末日の市場価格等に基づく時価法
 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産 定額法
 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
 建 物 7年～39年
 構 築 物 5年～35年
- ②無形固定資産 定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

- ①貸 倒 引 当 金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については主として貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ②賞 与 引 当 金 従業員の賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度負担額を計上しております。
- ③売上割戻引当金 代理店・特約店への売上割戻金の支出に備えるため、当事業年度末における支出現見込額を計上しております。
- ④退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。
 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。
 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 4,947百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数 普通株式 16,086,250株

2. 当事業年度末の自己株式の種類及び株式数 普通株式 12株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原 資	1株当たり 配当金(円)	基 準 日	効力発生日
平成28年6月29日 定 時 株 主 総 会	普通株式	479	利 益 剰 余 金	25	平成28年3月31日	平成28年6月30日

(注) 1株当たり配当金25円には、特別配当10円が含まれております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
以下のとおり、決議する予定であります。

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原 資	1株当たり 配当金(円)	基 準 日	効力発生日
平成29年6月29日 定 時 株 主 総 会	普通株式	241	利 益 剰 余 金	15	平成29年3月31日	平成29年6月30日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引についてはリスクを回避するために利用する場合がありますが、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、主に代理店の信用リスクに晒されています。

投資有価証券である投資信託、債券および株式は、市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、主に現金取引であるため売掛債権は少額であります。売掛債権が発生した場合は、ビジネスメンバー管理規程に従い、代理店の状況をモニタリングし、相手ごとに残高を管理しているため、信用リスクは僅少であります。

その他有価証券の債券は、資金運用方針に従い、格付の高い債券のみを投資対象としているため、信用リスクは僅少であります。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

当該リスクに関しては、取引権限や限度額等を定めた資金運用規程に基づき、取締役会で承認された資金運用方針に従い、コーポレートサービス部が取引および管理を行い、残高照合等も行っております。取引実績および残高は、時価も含めコーポレートサービス部から担当取締役に月次で報告されています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません（注2）参照）。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	12,408	12,408	—
(2) 売掛金	78	78	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	1,033	1,033	—
(4) 買掛金	(638)	(638)	—
(5) 未払金	(836)	(836)	—
(6) 長期未払金	(104)	(99)	(△4)

(*)負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 買掛金、(5) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期未払金

長期未払金の時価については、合理的に見積もった支払予定時期に基づき、将来キャッシュ・フローを期間および信用リスクを加味した利率で割引いた現在価値により算定しております。

（注2）非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別内訳

繰延税金資産

商	品	390百万円					
退	職	給	付	引	当	金	130百万円
賞	与	引	当	金	68百万円		
売	上	割	戻	引	当	金	60百万円
未	払	金	22百万円				
そ	の	他	95百万円				
繰延税金資産小計		768百万円					
評価性引当額		△83百万円					
繰延税金資産の合計		685百万円					

繰延税金負債

前	払	年	金	費	用	△245百万円
繰延税金負債の合計						△245百万円
繰延税金資産の純額						439百万円

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,214円71銭
1株当たり当期純利益	15円31銭

(減損損失に関する注記)

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した資産のグループの概要

場 所	用 途	種 類
東京都港区	店舗	建物及び構築物等

(2) 減損損失の認識に至った経緯

上記資産グループについて、当初想定していた収益が不確実であるため、保守的に帳簿価額を備忘価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

(3) 減損損失の金額

(単位：百万円)

建物及び構築物等	23
有形固定資産（その他）	15
無形固定資産	2
計	41

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

株式会社 シャルレ
取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員	公認会計士 田中 郁生 ㊞
業務執行社員	
代表社員	公認会計士 木下 隆志 ㊞
業務執行社員	

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シャルレの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第42期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、特に指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月12日

株式会社シャルレ	監査役会	
常 勤 監 査 役	奥 田 清 三	Ⓜ
監 査 役	岸 本 達 司	Ⓜ
監 査 役	井 出 久 美	Ⓜ

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を経営の重要課題に位置付け、必要な内部留保資金を確保しつつ継続的かつ安定的な配当を行うことを方針とし、剰余金の配当回数につきましては、年1回の期末配当を基本方針といたしております。

当社は、平成32年3月期の経営目標の達成に向けて、当期から中期経営計画を展開しておりますが、その初年度となる当期の業績および厳しい経営環境等を総合的に勘案した結果、当期の期末配当につきましては、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金15円
配当総額 241,293,570円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年6月30日

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本定時株主総会終結の時をもって、任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	おく ひら かず よし 奥 平 和 良 (昭和36年5月1日) <input type="checkbox"/> 再任	昭和59年7月 当社 入社 平成12年4月 当社 秘書・広報グループ マネージャー 平成16年12月 当社 管理本部 秘書・広報グループ マネージャー 平成19年4月 株式会社シャルレ（株式会社BC） 管理執行部 人事部 部長 平成19年7月 同社 秘書・広報室 室長 兼 当社 秘書・広報室 室長 平成21年1月 当社 管理本部長 平成22年4月 当社 経営管理本部 経理部長 平成22年4月 株式会社シャルレライテック（現株式会社サンコーライテック） 監査役 平成24年4月 当社 管理本部 副本部長 平成24年4月 当社 執行役員 平成24年6月 当社 代表取締役社長（現任） 平成29年4月 当社 内部監査室担当 現在に至る	10,000株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>奥平和氏は、平成24年6月から当社の代表取締役社長を務めており、経営の指揮および監督を適切に行い、経営者としての経験、実績および見識を有しております。取締役会においては議長を務め、自由闊達で建設的な議論および意見交換ができる風土の醸成に努め、取締役会の意思決定の機能を高めており、持続的な企業価値の向上を実行するためには最適人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			
2	ひら やま おきむ 平 山 修 (昭和39年6月5日) <input type="checkbox"/> 再任	昭和62年4月 当社 入社 平成15年5月 株式会社ポトラック生活研究所 (株式会社トランスメソッド) 代表取締役社長 平成18年4月 株式会社エニシル（株式会社BE） 転籍 平成19年8月 当社 転籍 平成20年11月 株式会社トランスメソッド 代表取締役社長 平成24年4月 当社 執行役員 平成24年6月 株式会社シャルレライテック（現株式会社サンコーライテック） 取締役 平成24年6月 当社 取締役（現任） 平成27年4月 一般社団法人ここむす 代表理事（現任） 平成29年4月 当社 サロン事業プロジェクト担当、シニア事業プロジェクト担当、情報取扱責任者 現在に至る	2,000株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>平山修氏は、これまで当社子会社の経営に携わったことから経営者としての経験および見識を有しております。また、平成24年6月から当社の取締役を務めており、マーケティングおよび営業部門の業務を適切に遂行しております。その経験および見識は当社の持続的な企業価値の向上を実行するために必要であり、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	<p>でぐち 出口 みどり (昭和33年10月2日)</p> <p>再任 社外 独立</p> <p>社外取締役在任年数 1年 (本定時株主総会終結時)</p>	<p>昭和56年4月 大阪地方裁判所 裁判所事務官 昭和58年3月 大阪地方裁判所 裁判所書記官 平成3年4月 三井安田法律事務所 入所 平成13年1月 淀屋橋法律事務所 パートナー 平成13年3月 大阪府南河内郡河南町 個人情報保護審査会 委員 (現任) 平成19年4月 大阪家庭裁判所 調停委員 平成20年4月 堺市社会福祉審議会 委員 (現任) 平成26年10月 フェニックス法律事務所 共同代表弁護士 (現任) 平成28年6月 当社 取締役 (現任) 平成28年11月 出口みどり税理士事務所 所長 (現任) 平成29年4月 社会福祉法人敬愛会 評議員 (現任)</p> <p>現在に至る (重要な兼職の状況) フェニックス法律事務所 共同代表弁護士 大阪府南河内郡河南町 個人情報保護審査会 委員 堺市社会福祉審議会 委員 出口みどり税理士事務所 所長 社会福祉法人敬愛会 評議員</p>	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由】 出口みどり氏は、過去に当社の社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、長年にわたる弁護士としての経験と見識によって培われた専門的な知見を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した客観的かつ公正な立場に必要な助言・提言を行うことで、当社の経営の監督およびコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化に貢献していただけると判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			
4	<p>おく だ せい ぞう 奥田 清三 (昭和22年11月20日)</p> <p>新任 社外</p>	<p>昭和41年3月 明光丸や証券株式会社 (現SMBCフレンド証券株式会社) 入社 平成2年4月 明光証券株式会社 (現SMBCフレンド証券株式会社) 東京本部株式部 副部長 平成8年2月 同社 東京本部売買監査部長 平成12年4月 明光ナショナル証券株式会社 (現SMBCフレンド証券株式会社) 売買審査室長 平成15年4月 SMBCフレンド証券株式会社 売買審査室長 平成18年4月 同社 売買審査部 部長 平成25年5月 当社 顧問 平成25年6月 当社 監査役 (現任)</p> <p>現在に至る</p>	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由】 奥田清三氏は、長年にわたり金融機関の売買審査部門等での豊富な経験と知見等を有しており、また、これまでの当社の常勤監査役としての監査経験を通じて当社の事業に精通していることから、業務執行を行う経営陣から独立した客観的かつ公正な立場に必要な助言・提言を行うことで、当社の経営の監督およびコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化に貢献していただけると判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者出口みどり氏および奥田清三氏の両氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号の社外取締役候補者であります。

3. 取締役候補者奥田清三氏は、現在、当社の常勤監査役であり、本定時株主総会の終結の時をもって監査役を任期満了により退任する予定であります。また、当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、当該契約内容の概要につきましては、事業報告13頁の「(4) 責任限定契約に関する事項」に記載のとおりであります。なお、同氏の監査役としての在任年数は、本定時株主総会の終結の時をもって4年となります。
4. 当社は、取締役候補者出口みどり氏との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には、当社は、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。また、取締役候補者奥田清三氏の選任が承認された場合には、当社は、同氏との間でも、取締役候補者出口みどり氏との間の上記契約と同様の契約を締結する予定であります。当該契約内容の概要につきましては、事業報告13頁の「(4) 責任限定契約に関する事項」に記載のとおりであります。
5. 当社は、取締役候補者出口みどり氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、本定時株主総会において同氏の再任が承認された場合には、引き続き同氏を独立役員として指定する予定であります。なお、同氏は当社の定める独立社外役員の独立性判断基準を満たしております。また取締役候補者奥田清三氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たし、当社が定める独立社外役員の独立性判断基準を満たしていることから、当社は、本定時株主総会において同氏の選任が承認された場合には、同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
6. 当社が定める「役員候補者の指名基準」および「社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準」については、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.charle.co.jp/>)に掲載しております。
7. 取締役候補者は、事前に独立社外取締役の意見を聞いた上で、当社が定める「役員候補者の指名基準」に照らして、取締役会にて決定しています。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって、任期満了となります。
つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。
また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<p>よし だ きん ご 吉 田 金 吾 (昭和27年2月12日)</p> <p>新任</p>	<p>昭和50年4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行） 入行 昭和60年4月 明光証券株式会社（現SMB Cフレンド証券株式会社） 入社 平成11年4月 明光ナショナル証券株式会社（現SMB Cフレンド証券株式会社） 東京法人部内部管理責任者 平成15年4月 SMB Cフレンド証券株式会社 事業法人部 副部長 平成17年4月 同社 東京法人部長 平成20年4月 同社 大阪法人部長 平成23年4月 同社 ウェルス・マネジメント部 部長 平成29年3月 同社 退職 現在に至る</p>	0株
<p>【監査役候補者とした理由】 吉田金吾氏は、長年にわたり金融・財務分野に携わり、金融機関の法人部門に在籍した豊富な経験および知見を有しており、また、内部管理部門の責任者も務めたことにより、客観的かつ公正な立場で当社の監査体制強化に貢献していただけると判断し、監査役としての選任をお願いするものであります。</p>			
2	<p>きし もと たつ し 岸 本 達 司 (昭和35年6月16日)</p> <p>再任 社外 独立</p> <p>監査役在任年数 6年 (本定時株主総会終結時)</p>	<p>昭和62年4月 児玉憲夫法律事務所（現新世綜合法律事務所） 入所 平成10年4月 同所 パートナー（現任） 平成19年4月 大阪家庭裁判所 調停委員（現任） 平成21年4月 関西大学会計専門職大学院 特別任用教授 平成22年1月 特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターあっせん委員（現任） 平成23年6月 当社監査役（現任） 平成24年4月 関西大学会計専門職大学院 非常勤講師（現任） 現在に至る (重要な兼職の状況) 新世綜合法律事務所 パートナー 大阪家庭裁判所 調停委員 関西大学会計専門職大学院 非常勤講師 特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターあっせん委員</p>	0株
<p>【社外監査役候補者とした理由】 岸本達司氏は、過去に当社の社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士資格を有しており、また、調停委員等に就任するなど幅広く活動されており、これまでの職務経験を通して培った専門的な知見を客観的かつ公正な立場で当社の監査体制強化に活かしていただけると判断し、引き続き社外監査役としての選任をお願いするものであります。</p>			

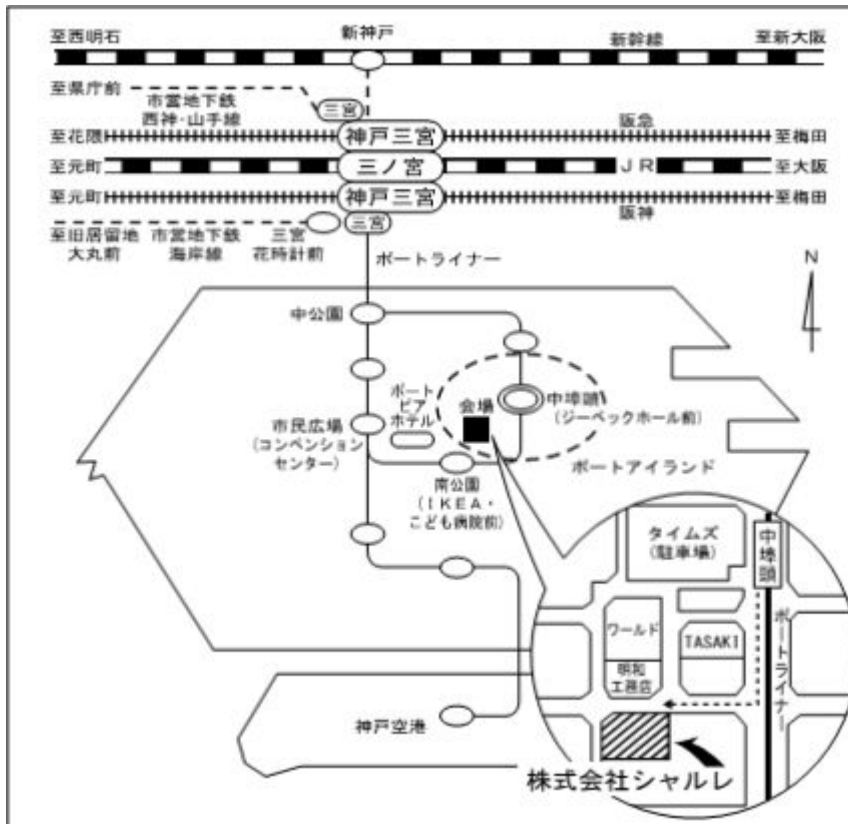
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数			
3	井出久美 (昭和39年12月11日) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>再任</td></tr> <tr><td>社外</td></tr> <tr><td>独立</td></tr> </table> 監査役在任年数 4年 (本定時株主総会終結時)	再任	社外	独立	平成3年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入社 平成7年8月 公認会計士 登録 平成12年6月 同監査法人 マネジャー 平成20年10月 同監査法人 シニアマネジャー 平成23年10月 井出久美公認会計士事務所 所長（現任） 平成25年6月 当社監査役（現任） 現在に至る （重要な兼職の状況） 井出久美公認会計士事務所 所長	0株
再任						
社外						
独立						
<p>【社外監査役候補者とした理由】 井出久美氏は、過去に当社の社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士として財務および会計の専門知識を有することから、その専門的知識を客観的かつ公正な立場で当社の監査体制強化に活かしていただけると判断し、引き続き社外監査役としての選任をお願いするものであります。</p>						

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者岸本達司氏および井出久美氏の両氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号の社外監査役候補者であります。
3. 当社は、監査役候補者岸本達司氏および井出久美氏との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合には、両氏との間の当該契約を継続する予定であります。また、監査役候補者吉田金吾氏の選任が承認された場合は、当社は、同氏の間でも、監査役候補者岸本達司氏および井出久美氏との間の上記契約と同様の契約を締結する予定であります。当該契約内容の概要につきましては、事業報告13頁の「(4) 責任限定契約に関する事項」に記載のとおりであります。
4. 当社は、監査役候補者岸本達司氏および井出久美氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、本定時株主総会において両氏の再任が承認された場合には、引き続き両氏を独立役員として指定する予定であります。なお、両氏は当社の定める独立社外役員の独立性判断基準を満たしております。
5. 当社が定める「役員候補者の指名基準」および「社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準」については、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.charle.co.jp/>) に掲載しております。
6. 監査役候補者は、事前に独立社外取締役の意見を聞いた上で、当社が定める「役員候補者の指名基準」に照らして、監査役会の同意を得て、取締役会にて決定しています。

以上

株主総会会場ご案内図

- 株主総会会場
神戸市中央区港島中町七丁目7番1号
当社 ポートアイランドビル 大ホール
- 株主総会会場への交通アクセス
ポートライナー三宮駅より
北埠頭方面行に乘車、中埠頭駅（ジーベックホール前）下車 所要時間約14分
ポートライナー神戸空港駅より
三宮方面行に乘車、市民広場駅（コンベンションセンター）下車・
北埠頭方面行に乗り換え
中埠頭駅（ジーベックホール前）下車 所要時間約12分
(乗り換え時間は含んでおりません。)
中埠頭駅（ジーベックホール前）、西側階段より南へ徒歩約5分



(お知らせ)

- 株主総会当日はお土産をご用意しておりますが、ご提出の議決権行使書の枚数にかかわらず、ご来場の株主様1名につき1つとさせていただきます。
- 会場に駐車場のご用意はいたしていませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。